二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等

イノベーション実用化助成事業に係る助成金、環境・医療分野の国際研究開発実証プロジェクトに係る委託費、先導的産業技術創出事業（若手研究グラント）に係る助成金、グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクトに係る委託費、低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクトに係る委託費及び助成金、低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクトに係る委託費、省水型・環境調和型水循環プロジェクトに係る委託費及び助成金、希少金属代替材料開発プロジェクトに係る委託費、微生物機能を活用した環境調和型製造基盤技術開発のうち微生物群のデザイン化による高効率型環境バイオ処理技術開発に係る委託費、基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発のうち橋渡し促進技術開発に係る委託費、ゲノム創薬加速化支援バイオ産業基盤技術開発に係る委託費、ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発のうちヒトiPS細胞等幹細胞を用いた創薬スクリーニングシステムの開発に係る委託費、ヒト幹細胞産業応用促進基盤技術開発のうちヒト幹細胞の実用化に向けた評価基盤技術の開発に係る委託費、後天的ゲノム修飾のメカニズムを活用した創薬基盤技術開発に係る委託費、太陽熱エネルギー活用型住宅の技術開発に係る助成金、生活支援ロボット実用化プロジェクトに係る委託費、高出力多波長複合レーザー加工基盤技術開発プロジェクトに係る委託費及び助成金、エネルギーITS推進事業に係る委託費、次世代機能代替技術の研究開発に係る委託費、がん超早期診断・治療機器の総合研究開発に係る委託費、省エネルギー革新技術開発事業に係る委託費及び助成金、新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る委託費及び助成金、次世代自動車用高性能蓄電システム技術開発に係る委託費、次世代風力発電技術研究開発に係る委託費、洋上風力発電等技術研究開発に係る委託費及び助成金、バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発に係る委託費及び助成金、戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業に係る委託費及び助成金、再生可能エネルギー熱利用計測技術実証事業に係る助成金、海洋エネルギー技術研究開発に係る委託費及び助成金、安全・低コスト大規模蓄電システム技術開発に係る委託費及び助成金、水素製造・輸送・貯蔵システム等技術開発に係る委託費及び助成金、地域水素供給インフラ技術・社会実証に係る委託費及び助成金、次世代高信頼性ガスセンサー技術開発に係る助成金並びにSBIR技術革新事業に係る委託費

三　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から交付する特定補助金等

石油・天然ガス開発・利用促進型研究に係る委託費

四　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等

中小企業活路開拓調査・実現化事業に係る助成金であって新技術に関する研究開発に係るもの

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十三年七月五日

経済産業大臣　海江田万里

平成二十三年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

我が国は、震災前から経済の停滞、社会の閉塞状況という「危機」にあったが、その中で東日本大震災が発生し、現在、「危機の中の危機」に直面している。東日本の復興を支え、震災前から直面していた課題に対応するため、我が国の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を推進することが重要である。

とりわけ、中小企業の創意ある成長発展による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十三年度における中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業者等」という。）に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第二条第九項に規定する特定補助金等の同法第二十条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業者等向け支出目標

国等は、平成二十三年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業者等に対して支出する額が、約四百五十一億円となるよう努めるものとする。

二　中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十三年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業者等への制度の周知、中小企業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選抜方式の導入の推進

国は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等からの調達の拡大を図る観点から、国等の調達ニーズを踏まえた技術開発課題を設定の上、段階ごとに質の高い競争選抜を行う多段階選抜方式（平成二十二年度交付の方針にある「段階的競争選抜方式」と同義）による「SBIR技術革新事業」や「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募中小企業タイプ」等を着実に実施する。

また、国は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、これらの事業等における研究開発の初期段階からの事業化計画の策定支援等を含め、研究開発と事業化に対する一体的な支援を行うとともに、これらの事業等で採択された中小企業者の事例を紹介・公開するなど、同方式の普及・拡大に一層努める。

さらに、「諮問第十一号『科学技術に関する基本政策について』に対する答申」（平成二十二年十二月二十四日総合科学技術会議決定）及び「知的財産推進計画二〇一一」（平成二十三年六月三日知的財産戦略本部決定）に基づく、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を開始する。

3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「SBIR特設サイト」という。）より提供し、中小企業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、SBIR特設サイトの中小企業者等への広報や利便性の向上に努める。

イ　中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、すべての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、SBIR特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所その他の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成二十四年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成二十三年度に取りまとめ、SBIR特設サイトにて公表する。

ウ　国等は、研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを経由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（e－Rad）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、当該事業が特定補助金等である旨（「SBIRマーク」）を表示するとともに、SBIR特設サイトにおいて、特定補助金等の公募情報等を公表することにより、中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進する。